

入札及び見積り合せにおける同等品の取扱いについて

令和4年6月22日

(令和8年9月1日一部改正)

東温市総務部総務課

物品の入札及び見積り合せ（以下「入札等」という。）の仕様書等に、指定品として示したメーカー及び型番の品目（以下「例示品」という。）のほか、同等品を認める旨の記載がある品目については、例示品と同等以上の物品で入札等に参加することができます。

同等品を選定する場合は、事前に次の手続により、同等品の確認を受けてください。なお、例示品で入札等に参加する場合は、この手続は不要です。

同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）、品質、性能が、例示品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするもので、定価が例示品と概ね同等（85%）以上であるものとします。

同等品の確認方法

同等品での入札等に参加を希望する場合は、仕様書等に定められた期限までに、次の書類を入札の場合は総務課へ、見積り合せの場合は担当課へ提出してください。

- （１）同等品確認書
- （２）同等品の規格、品質、性能及び定価が確認できるカタログの写し等

同等品可否の審査及び決定の通知

同等品確認書、カタログの写し等により審査を行い、同等品回答書の「審査結果」欄に、同等品と認める場合は「○」を、認めない場合は「×」を記載の上、通知します。

（規格が一致しないと物理的に使用できない物品（例示：椅子と椅子収納カート）は、複数品を一体型物品とみなして一括で審査します。）

注意事項

同等品の承認を受けていない物品で、入札書又は見積書を提出することはありません。落札後に、承認を受けていない物品による入札等が判明した場合は、例示品を納入していただきます。なお、例示品を納入できない場合は、違約金の徴収や入札参加資格停止の措置を科す場合があります。